諮問庁：外務大臣
諮問日：令和８年８月３日（令和８年（行情）諮問第１０６４号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９７号）
事件名：行政文書の開示の実施に係る送料として受領した切手の取扱状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年７月１７日付け情報公開第０１３６６号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

改めて関連部局を探索して発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

処分庁は、令和８年７月３日付けで受理した審査請求人からの開示請求「行政文書の開示の実施に係る送料として受領した切手の取り扱い状況（受領及び発送の記録など）が分かる文書の全て。」に対し、対象文書が存在しないとして、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和８年７月２２日付けで「改めて関連部局を探索して発見に努めるべきである。」との審査請求を行った。

２　本件対象文書について

本件対象文書は存在しない。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、「改めて関連部局を探索して発見に努めるべきである。」と主張している。処分庁では、開示請求者からの郵送書類に切手が同封されてきた場合は、都度、過不足分を精査し、過不足が生じる場合は、開示請求者に連絡を取り、請求者が希望する方法（切手の追加の送付や、切手

の一旦の返却等）で対応を行っている。従って、特段、切手の取扱に関する文書は作成していない。また、今次審査請求を受けて、改めて関係部局において対象文書の有無を確認したが、該当する文書は作成していない。

それゆえ、審査請求人の主張には理由がない。

４　結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年８月３日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、該当する文書を作成・取得しておらず、これを保有していないとして不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　原処分の妥当性について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第３の３のとおり説明する。

これを検討するに、上記第３の３の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

行政文書の開示の実施に係る送料として受領した切手の取扱状況（受領及び発送の記録等）が分かる文書の全て。